

幻の萩島法案と 拡大生産者責任

廃棄物対策専門シンクタンク
(株)環境政策研究所CEO



松岡 力雄

講師プロフィール

氏名 松岡力雄 (まつおかりきお)
所属 株式会社環境政策研究所
代表取締役CEO
住所 〒351-0034埼玉県朝霞市西原2-2-6-503
TEL048-483-5013 FAX048-483-5014

主な経歴
生年月日 昭和47年2月2日 (現在37才)
出身地 北海道亀田郡七飯町出身 (函館市近郊)
職歴 青山学院大学経済学部卒
平成8年 社団法人全国産業廃棄物連合会
(環境省認可団体)事務局入局 団体職員
平成12年 同職退職 株式会社環境政策
研究所 (廃棄物対策専門シンクタンク)
設立 常務取締役就任
平成14年 同職 代表取締役CEO就任
現在に至る

業務内容 調査の受託。講師派遣 (教育支援) 廃棄物
教育教材DVDの作成。廃棄物リサイ
クル計画立案。ISO14001、環境省エコ
アクション21コンサル、食品リサイクル
認証コンサル

関連官公庁その他特記事項等
農林水産省 食品リサイクル認証事業 認証制度
運用基準作成部会委員
農林水産省 食品リサイクル製品認証事業 広報
戦略部会委員
青森県 優良産業廃棄物処理業者育成調査検討委
員会 事務局主任研究員
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (経済産業省
所管) 廃棄物処理法外部民間委託専門講師
財団法人さいたま市産業創造財団 専門家登録ア
ドバイザー
廃棄物適正処理実務研究会 幹事 ISO14001コ
ンサルタレント
環境省エコアクション21コンサルタレント
東京商工会議所エコ検定合格者

法令から見る 廃棄物定義・区分のあり方

1 資本主義経済と 循環型社会

廃棄物の定義・区分
を主題とする日報アイ
・ピーセミナーは、今
年度 都内だけでも、
料セミナーにも係わら
ず、関東圏以外の遠方
から足を運ぶ排出者・
処理業者も少なくない。
定員100人の会場
は、毎回ほぼ埋め尽くさ
れている。本紙前身の
「産廃タイムズ」創刊
から今日の「循環経済
新聞」まで、約20年近
く、本紙は廃棄物現場
を勢力的に取材してきた。
昨今の激動する資
源の市況変化に伴い、
時事的に廃棄物定義・
区分問題を取り上げて
きた。1970年制定
廃棄物処理法の再検
証から、物流、コンブ
ライアンスに至るま
で、集中連載企画、既
報してきたのは周知の
通りである。



図1 産業廃棄物問題の悪循環 (1970年代から2008年の現代まで解決されていない課題)



出典写真は、1991年(平成3年)廃棄物処理法改正をテーマに、当時、FNSドキュメンタリー大賞に輝いた、フジテレビ制作「幻のごみ法案追う ある厚生官僚の遺言」より抜粋。

たのも記憶に新しい。鉄は異常高騰、国内では数カ所で前代未聞の金風泥棒が横行した。活況に弾み付いたラップ業界に目撃した銀行は、鉄を担保に融資を進めるほどだ。世界の機関投資家がオイルマネーに集中すると燃料はさらに高騰。代替燃料の廃ラや木くずチップは不足し、回収費用で悩む町村の容リ法プラまで、指定法人ルートを紹介す売却された。経産・環境両省が、町村にルート保持を求めた事態も起きた。家電4品目はもっと深刻だ。回収責任を負う量販店が、家電法で集めたものを国外へ流出。消費者から徴収したりサイクル料金を不正取捨する事件も起きた。昨年7月の洞爺湖サミット以降、地球温暖化対策でバイオマスが推し進められ、燃油高に加え、た日報アイ・ピー廃棄物・定義区分セミナーの冒頭、講師として演壇に立たせていただいた私は、排出事業者や処理業者等、参加した意識の高い聴講者に問いかけた。

2 産業廃棄物法制 長年の課題

「どついたら不法投棄、不適正処理をなくすことができるか」「廃棄物処理費用やリサイクル費用は誰が負担すべきか」「循環型社会と、ほとんどの社会をいうのか。2008年12月10日、都内で開催され

た日報アイ・ピー廃棄物・定義区分セミナーの冒頭、講師として演壇に立たせていただいた私は、排出事業者や処理業者等、参加した意識の高い聴講者に問いかけた。

時代の变化に 総合判断 説が望ましい

廃棄物問題解決に向けては、利害関係を越えた国民的議論が必要だからだ。1970年(昭和45年)から2000年の今日まで解決されない課題は、不法投棄・不適正処理の横行と廃棄物処理施設の立地が容易に進まないことだ。(図1)

セミナー冒頭で1991年(平成3年)の廃棄物処理法の改正をテーマにした、第2回FNSの「ゴミスタリ」大賞に輝いた作品「幻のゴミ法案を追う」の幻の廃棄物処理法改正の厚生官僚の遺言を紹介した。(図2、3)

この報道番組は、91年の廃棄物処理法改正

時、厚生官僚の萩島國男氏が、廃棄物処理法を全面的に改正し、ごみの企業に対する責任を明確にしようとする法案を取り上げた。キムメンタリー番組だ。萩島法案は途中骨抜きとなり、各省調整、国会対応業務の中で、彼の胃に穴があき、志半ばで48歳の若さでこの世を去った。彼の命とともに法案は幻と消え、FNSの「ゴミスタリ」の味谷和哉氏は、法案作成に命をかけた萩島國男氏の苦悶に満ちた晩年を振り返りながら、ごみの企業責任について社会規範を起した。

幻に消えた萩島法案

極めて具体的にごみの企業責任を明確にしていた。(図4)

図4の左は原案、右は骨抜きにされた2次案だ。番組では次を強調している。法第3条(事業者の責務)に、市町村が処理困難となった廃棄物については、企業の過失如何に係わらず、事業者(つまりメーカー)に回収責任を負わせ、法第12条(事業者の処理)については、第三者に廃棄物の処理を委託する場合、「適正価格」で委託するよう条文中に明記されていた。

番組では、同法案をごみ問題に詳しい、同志社大学の都島教授に

評価を求めた。「この法案が通ってれば、世界をリードする画期的な法案だ」と同氏は評価した。

つまり、メーカーに廃棄したあとの責任を負わせることで、廃棄されたあとを考えた製品設計にシフトする。その適正な処理費用やリサイクル費用をメーカーに負担させることで、処理のしやすさ、リサイクルされやすい商品を作ったほうが、結果的に販売価格を安くできることだ。この回収費用・リサイクル費用を製造事業者が負担させる考え方は、萩島法案時の1990年代初頭から、

ドイツ・フランスでも法制化されている(北大生産者責任)しかし、18年前の当時、再資源化法を準備していた旧通産省との協議、処理費用をメーカーのみに負担させるのは不公平という産業界の根強い反対もあり、

3 萩島法案の試行考査

仮に、1991年に萩島法案が国会を通過していたら、その後起きたシレッターダストの豊島事件、福島県いわき市の廃油投棄事件、青森・岩手県境田子町事件、岐阜県岐阜市事件など、全国各

所に散見される廃自動車、廃パソコン、廃タイヤの野積みや、建設汚泥の違法埋め立てなど、萩島法案では、工業製品では製造者に回収責任を課し、公共工事で生ずる建設廃棄物には、国や自治体の発注者に、前者と同様、再生利用から最終処理までの責任と、適正処理費用の負担を負わせていたはずだ。

もし同法案が成立されていれば、その後の数多くの不法投棄事件を未然に回避できたであろうと想起するのは、私だけではないだろう。現行の廃棄物処理法は、第三者委託を前提に、排出者への委託基準強化と、処理業者の処理基準強化、悪質業者の排除・欠格要件等、許可取り消しの厳格化により、不法投棄や不適正処理の抑止を図るつもりだ。

一方、廃棄物該当性判断も、無許可業者の横行を阻止するため、環境保全上の見地から、より廃棄物と見なし許可規制の対象を広げることが確実だ。しかし、この処方では、いつの間にか許可件数が28万を超え、委託市場は、さらに安価競争である。

むしろ、構造的に生じている幾多の違法行為や経済犯の抑止は、産業構造の川上から全体を統治できる製造者や発注者、自ら製品の再生や最終処理までの責任を課し、同時に適正費用負担の管理を担わせることが適切だ。

図2 フジテレビ制作「まぼろしのごみ法案を追う」ある厚生官僚の遺言とは

第2回FNSドキュメンタリー受賞作品

司会：長川欽也さん

コメンテーター：木村太郎さん

ゲスト：加賀まりこさん、渡辺満里奈さん

図3

厚生官僚：萩島國男さん
東大法学部卒
厚生省のエリート官僚。

平成3年廃棄物処理法改正時、廃棄物処理法を全面的に改正し、ごみの企業に対する責任を明確にした法案を作成するが、途中骨抜きとされ、志半ば48歳の若さで亡くなる。萩島國男さんの苦悶に満ちた晩年を綴った番組。

図4 まぼろしに消えた萩島法案とは

最終的には、右欄にある2次案に修正され、第3条(事業者の責務)では回収責任は削除。「地方公共団体の施策に協力する」に後退し、第12条の事業者の処理では、「第三者に適正価格で委託」は、跡形もなく削除され、今日

の廃棄物処理法に影も形も見えない。

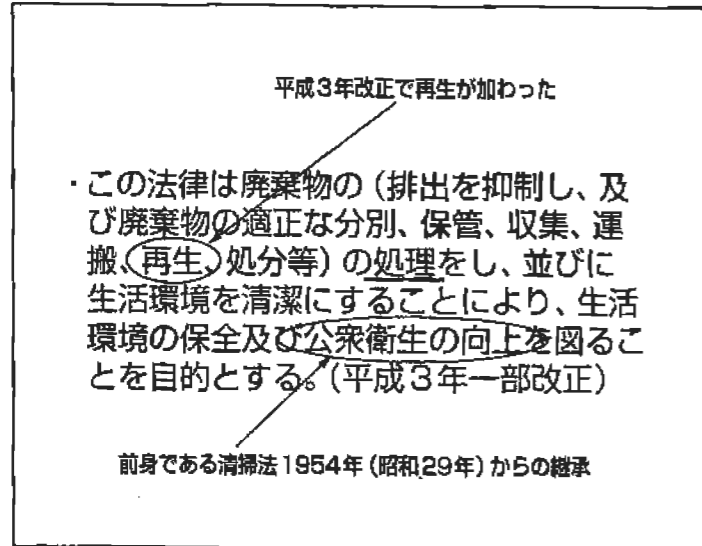
萩島法案の廃案から、18年を経過した今日、メーカー回収責任と適正価格での第三者委託は、今も条文に明記されている。政治決着を要する最重要課題と言えよう。

あつと想起するのは、私だけではないだろう。現行の廃棄物処理法は、第三者委託を前提に、排出者への委託基準強化と、処理業者の処理基準強化、悪質業者の排除・欠格要件等、許可取り消しの厳格化により、不法投棄や不適正処理の抑止を図るつもりだ。

一方、廃棄物該当性判断も、無許可業者の横行を阻止するため、環境保全上の見地から、より廃棄物と見なし許可規制の対象を広げることが確実だ。しかし、この処方では、いつの間にか許可件数が28万を超え、委託市場は、さらに安価競争である。

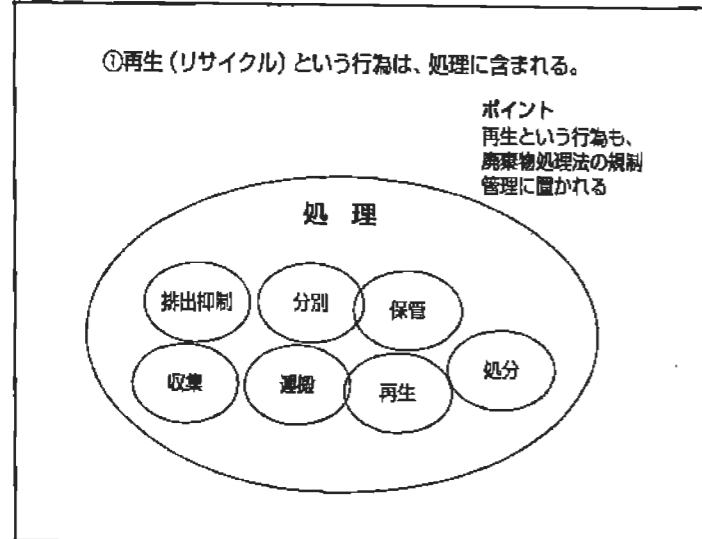
むしろ、構造的に生じている幾多の違法行為や経済犯の抑止は、産業構造の川上から全体を統治できる製造者や発注者、自ら製品の再生や最終処理までの責任を課し、同時に適正費用負担の管理を担わせることが適切だ。

図5 目的



ハードル低い排出事業者の処理業選定

図6 廃棄物処理法の目的とポイント



この世の中の幾多の商品が、多種の部材で結合されているため、品目に当てはめられる場

また、不要物の中に有用物の混在割合を示す定量判断もない。例えば、OAオフィスの撤去工事の際、タイルをはがし、鉄とがれきが混合するような場合、鉄の含有がどれくらいで、全体が有用物と捉えられるのか、それと不要物とするのか、混合や混在の割合で判断する基準がない。したがって、都度、総合判断になるだろう。

法の定義や区分で、廃棄物現場の実態の全てを管理することは物理的にも不可能ではないだろうか。定義をこれ以上明確にすることは、課税関官の能力を持ってしても、テクニカル的に極めて困難だろう。むしろファジィだから、現場でも柔軟に対応し、実態の処理にあたる。

しかし、香川県豊後事件のように、占有者の意志で、悪用するところまで可能なマシレンマが生じる。だから

4 新たな廃棄物・定義区分の概念形成

メーカー回収責任が義務化された場合、廃棄物・定義区分についても、大きな概念の変革が求められる。市場における占有権の移動や占有者意志に左右されること(リサイクル)製造物責任と同様、最終手で製造者が回収・処理の責任を負うため。

廃棄物であることや非廃棄物であること(リサイクル)の重要性は、複数の部材で結合され、廃棄物と資源が分離不可分の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

5 廃棄物処理現場での定義・区分

製造業者が回収・処理の責任を負うため、メーカー回収責任が義務化された場合、廃棄物・定義区分についても、大きな概念の変革が求められる。市場における占有権の移動や占有者意志に左右されること(リサイクル)製造物責任と同様、最終手で製造者が回収・処理の責任を負うため。

廃棄物であることや非廃棄物であること(リサイクル)の重要性は、複数の部材で結合され、廃棄物と資源が分離不可分の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

製造業者が回収・処理の責任を負うため、メーカー回収責任が義務化された場合、廃棄物・定義区分についても、大きな概念の変革が求められる。市場における占有権の移動や占有者意志に左右されること(リサイクル)製造物責任と同様、最終手で製造者が回収・処理の責任を負うため。

廃棄物であることや非廃棄物であること(リサイクル)の重要性は、複数の部材で結合され、廃棄物と資源が分離不可分の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

13面からじっくり

管理主体を、製造業者や発注者自身に振り向けたほうが、効果で効果的な産業構造へ変化するだろう。それは同時に廃棄物行政事務の負担軽減や効率化にもつながる。拡大生産者責任は、一連の経済過程の中で環境汚染リスクを最小限に留めることのできる特徴を持つ。正に汚染者負担原則である。

また、市町村で処理困難物扱いされる車、自転車、スプリングマットレス、厨房器具などの一般廃棄物も、製造業者の回収責任を促すこともできる。回収費用の負担が悩む各リサイクル事業者も、この

メーカーの自主回収、トが進み、現状のペーパーの流通過多から、本来目的の発生抑制につながるはずだ。製造業者の自主回収は第三者委託により収集運搬業者の活用も不可欠だ。運搬業者は回収梱包作業を手伝わず、排出者の手間を軽減させるのに対し、処理業者は、回収現場の整理整頓から分別回収梱包作業まで、きめ細かに回収サービスを提供するからだ。

指定された収集運搬業者は、全国を地域的運搬できるが、規制緩和措置も検討されるはずだ。重要なのは、安易に海外に資源を輸出せず、国内循環させる仕組みを設ける必要がある。

今後の深刻な石油と資源枯渇に伴い、輸出に回った廃棄物は、また国内に振り向けられるだろう。資源枯渇の企業や、生活困窮する個人ともに、適正な廃棄物処理コストを捻出できるか不安が残る。トラック台数の増加と違法投棄がさらなる環境対策は社会が好況に余力のあるときに進めておくべきだ。失われた廃棄物処理に対する信頼を取り戻すことができるか否かは、大企業製造業者や、国・自治体の発注者の積極的な姿勢こそ、企業も公共の社会的責任が問われている。

製造業者が回収・処理の責任を負うため、メーカー回収責任が義務化された場合、廃棄物・定義区分についても、大きな概念の変革が求められる。市場における占有権の移動や占有者意志に左右されること(リサイクル)製造物責任と同様、最終手で製造者が回収・処理の責任を負うため。

廃棄物であることや非廃棄物であること(リサイクル)の重要性は、複数の部材で結合され、廃棄物と資源が分離不可分の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

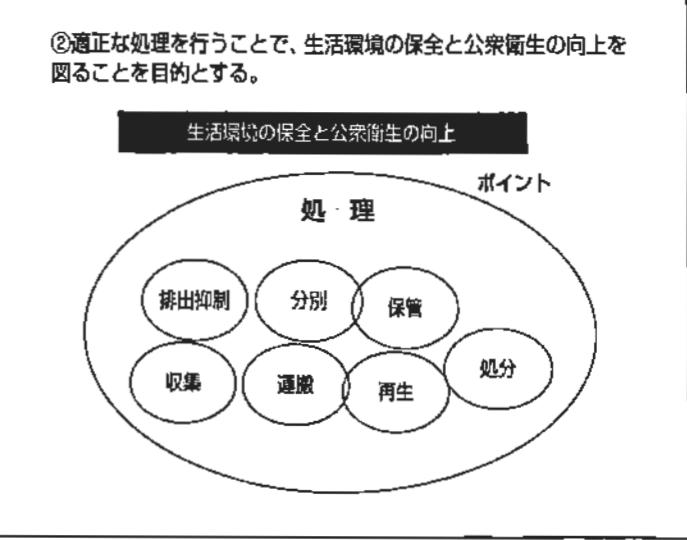
製造業者が回収・処理の責任を負うため、メーカー回収責任が義務化された場合、廃棄物・定義区分についても、大きな概念の変革が求められる。市場における占有権の移動や占有者意志に左右されること(リサイクル)製造物責任と同様、最終手で製造者が回収・処理の責任を負うため。

廃棄物であることや非廃棄物であること(リサイクル)の重要性は、複数の部材で結合され、廃棄物と資源が分離不可分の

状態である場合、廃棄物と資源が混在、混合した状態で廃棄物と資源が分離され、包装状態のまま廃棄物と資源が一体として扱われているのが現状だ。

回収責任では、収集運搬業者はメーカーの指定施設まで運搬後、適正代金を受け取るため、中途譲渡や不法投棄は発生しない。処分業者は製造業者から、その処理や再生業務の

図7 廃棄物処理法の目的とポイント



地方自治体も、行政能力を標準化するためにも、難解な個別通知から、実際に自ら判断した事例財産を内規的に記録し、新人の移動人事に申し送りする必要があるのである。

事業計画の認定を受ければ、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になる。さらに、登録再生利用事業者制度を活用すれば、一般廃棄物の積荷の許可だけで、登録を受けた施設には、積み下ろしの許可が不要なる。

農水省、環境省、両省調整で廃棄物処理法の特例を設け、カバーした形だ。課題は、市町村処理(一般廃棄物処理計画)と民間リサイクル(国策)不整合の解消だ。今後、市町村担当者へ制度理解を求めていくことが重要になる。

有価物と判断して100円で買い取ってもらい、運搬費を運送(収集運搬)業者に1000円支払うと900円の損失だ。運ぶものには有価物であっても、収集運搬には許可が必要だから、許可業者に委託しなければならぬ。

委託後、違法処理や不法投棄が生じ、委託契約書やマニフェスト交付を怠った場合、委託基準違反や、措置命令を受けることになる。したがって、排出者は、排出段階で廃棄物か否かの判断をしなければならぬ。

しかし、残念ながら、排出時点が客観的に廃棄物かどうかを判断し、直接、処理業の許可の要件に目的が集中する。2005年(平成17年)改正では、無許可営業による不法処理は、不法利益がはげ大なことから、無許可営業罪の法人重課規定が創設された。

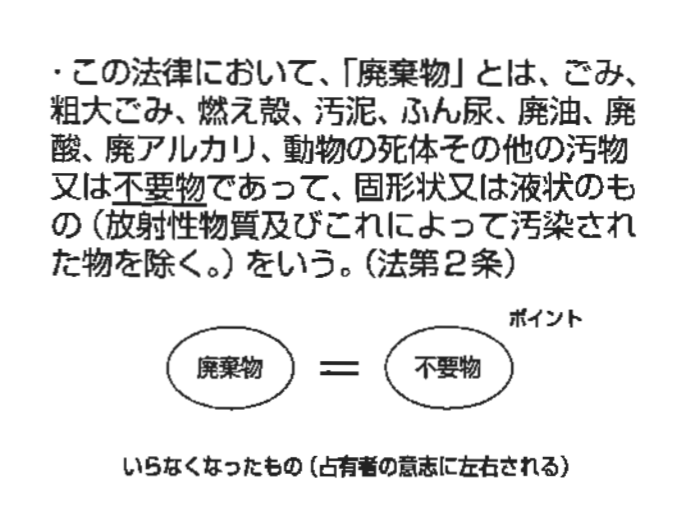
法人に対して不法投棄と同様1億以下罰金まで引き上げられた。儲かるからといって、安易な有価物判断による無許可営業は差し控えることが賢明となる。

一方、排出事業者は2000年(平成12年)改正で、委託基準の強化、措置命令の拡大により、廃棄後、最終確認までの過失責任を負

った。有価物と判断して100円で買い取ってもらい、運搬費を運送(収集運搬)業者に1000円支払うと900円の損失だ。運ぶものには有価物であっても、収集運搬には許可が必要だから、許可業者に委託しなければならぬ。

ハードル高い処理業の施設設置と業運営

図8 廃棄物の定義



悪くは明らかになる。廃棄物処理コストの削減を優先すると、違法行為を招く恐れがあることを忘れてはならない。

悪くは明らかになる。廃棄物処理コストの削減を優先すると、違法行為を招く恐れがあることを忘れてはならない。

悪くは明らかになる。廃棄物処理コストの削減を優先すると、違法行為を招く恐れがあることを忘れてはならない。

6 個別通知の運用とリサイクル現場の課題

廃タイや通知から、他の廃棄物を当しはめた場合、例えば、建設リサイクル法の再生利用品目である、がれき類(コンクリートくずやアスファルトくず等)を再生利用し、県の土木工事業務費の基準に適合したRC40を製造したとする。

地元自治体の公共事業の発注が不安定であれば、RC40は1800日を超える保管状況も生ずる。処理施設の許可敷地内で保管量を超えた場合、別の借地に保管したいと思うだろう。

このことなる。処理収入を高く設定し、RC40の販売価格を下げ、需要と供給を調整する手法も取る。

仮に敷地外に保管するといった場合は、屋内外保管など、品質管理のできる状態で、生活環境保全上の対策を講じながら、行政と調整を図ることも必要とされる。

建設汚泥などは、廃棄物として扱われるが、保管施設に設備投資をかけるほどの利益はない。

問題の本質は、やはり用途拡大である。ただし、昨今の政治課題である公共工事の見直し削減が進めば、より厳しい状況が予想される。極めて難しい問題だ。

しかし、自ら処理できず、第三者に委託される建設汚泥は、廃棄物として扱われる。仮に、用途拡大が困難な場合は、建設工事の下請業構法の中で、適正処理コストが割られないよう、中間処理費用や管理費最終処分費用を、処理業者に直せ支払うなど、発注者が最終未処理までの適正処理費用を自主管理し、統治することが考えられる。

仮に、用途拡大が困難な場合は、建設工事の下請業構法の中で、適正処理コストが割られないよう、中間処理費用や管理費最終処分費用を、処理業者に直せ支払うなど、発注者が最終未処理までの適正処理費用を自主管理し、統治することが考えられる。

7 おわりに「官民が立場を超えて協力する必要性」

「どうしたら不法投棄、不適正処理をなくすことができるか。」「廃棄物処理費用やリサイクル費用は誰が負担すべきか。」「循環型社会とはどんな社会をいうのか。」

寄稿にあたり1999年の幻に消えた萩島法案から、拡大生産者責任と適正処理費用負担をテーマに、廃棄物処理法を論じてきた。旧厚生官僚の萩島氏に、廃棄物処理現場を多数歩いて回り、法案を作成したという。

今後の廃棄物処理法の改正のポイントも、処理現場の廃棄物と「結」がはかっているだろう。彼の理念を引き継ぐ、当時の旧厚生官僚や環境省に移された同僚達は、18年の歳月を経て、今、闘を引退する次期を迎えている。その間、2000年(平成12年)の法改正では、第3条の事業者の責務は変わらぬが、16条の5と6で排出者の措置命令を拡大し、排出者責任を強化したことは、極めて大きな前進だった。同改正で、排出者はよやく廃棄物のごみを捨てるようになった。寄稿取材にあたり、当時、萩島法案に携わった一人である、我師の鈴木真吉氏(社団法人全国産業廃棄物運送協会会長)や旧厚生官僚の鈴木氏らと、生活環境審議会専門委員を訪ねた。

今年80歳を迎える師の卓上に重なる年賀状には、当時法案作成に携わった官僚や関係者の名前が並んでいた。師は一枚一枚書きし

「このような場合、食料法上の登録再生利用能力を標準化するためにも、難解な個別通知から、実際に自ら判断した事例財産を内規的に記録し、新人の移動人事に申し送りする必要があるのである。」

「このことなる。処理収入を高く設定し、RC40の販売価格を下げ、需要と供給を調整する手法も取る。」

「問題の本質は、やはり用途拡大である。ただし、昨今の政治課題である公共工事の見直し削減が進めば、より厳しい状況が予想される。極めて難しい問題だ。」

「しかし、自ら処理できず、第三者に委託される建設汚泥は、廃棄物として扱われる。仮に、用途拡大が困難な場合は、建設工事の下請業構法の中で、適正処理コストが割られないよう、中間処理費用や管理費最終処分費用を、処理業者に直せ支払うなど、発注者が最終未処理までの適正処理費用を自主管理し、統治することが考えられる。」

「今後の廃棄物処理法の改正のポイントも、処理現場の廃棄物と「結」がはかっているだろう。彼の理念を引き継ぐ、当時の旧厚生官僚や環境省に移された同僚達は、18年の歳月を経て、今、闘を引退する次期を迎えている。その間、2000年(平成12年)の法改正では、第3条の事業者の責務は変わらぬが、16条の5と6で排出者の措置命令を拡大し、排出者責任を強化したことは、極めて大きな前進だった。同改正で、排出者はよやく廃棄物のごみを捨てるようになった。寄稿取材にあたり、当時、萩島法案に携わった一人である、我師の鈴木真吉氏(社団法人全国産業廃棄物運送協会会長)や旧厚生官僚の鈴木氏らと、生活環境審議会専門委員を訪ねた。」

「今年80歳を迎える師の卓上に重なる年賀状には、当時法案作成に携わった官僚や関係者の名前が並んでいた。師は一枚一枚書きし

「このことなる。処理収入を高く設定し、RC40の販売価格を下げ、需要と供給を調整する手法も取る。」

「問題の本質は、やはり用途拡大である。ただし、昨今の政治課題である公共工事の見直し削減が進めば、より厳しい状況が予想される。極めて難しい問題だ。」

「しかし、自ら処理できず、第三者に委託される建設汚泥は、廃棄物として扱われる。仮に、用途拡大が困難な場合は、建設工事の下請業構法の中で、適正処理コストが割られないよう、中間処理費用や管理費最終処分費用を、処理業者に直せ支払うなど、発注者が最終未処理までの適正処理費用を自主管理し、統治することが考えられる。」

「今後の廃棄物処理法の改正のポイントも、処理現場の廃棄物と「結」がはかっているだろう。彼の理念を引き継ぐ、当時の旧厚生官僚や環境省に移された同僚達は、18年の歳月を経て、今、闘を引退する次期を迎えている。その間、2000年(平成12年)の法改正では、第3条の事業者の責務は変わらぬが、16条の5と6で排出者の措置命令を拡大し、排出者責任を強化したことは、極めて大きな前進だった。同改正で、排出者はよやく廃棄物のごみを捨てるようになった。寄稿取材にあたり、当時、萩島法案に携わった一人である、我師の鈴木真吉氏(社団法人全国産業廃棄物運送協会会長)や旧厚生官僚の鈴木氏らと、生活環境審議会専門委員を訪ねた。」